

桐生市土地開發公社

定 款

桐生市土地開發公社

桐生市土地開発公社定款

昭和48年 5月15日制定

群馬県指令企第16号

改正 昭和49年 5月18日

改正 平成 2年 4月 1日

改正 平成 4年 6月 5日

改正 平成17年 3月23日

改正 平成17年 6月13日

改正 平成18年 3月22日

改正 平成18年 4月 1日

改正 平成20年12月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地、公営企業等の用に供する土地の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社の名称は、桐生市土地開発公社(以下「公社」という。)とする。

(設立団体)

第3条 この公社の設立団体は、桐生市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この公社は、事務所を桐生市に置く。

(公告の方法)

第5条 この公社の公告は、桐生市公告式条例(昭和40年桐生市条例第9号)の例により行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 この公社に次の役員を置く。

(1) 理事 12名以内

内 理事長 1名

常務理事 1名

(2) 監事 2名以内

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、規程の定めるところにより、この公社の業務を掌理するとともに、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 16 条第 8 項の職務を行う。

(役員任命)

第 8 条 理事及び監事は、桐生市長が任命する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選により決定する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

(役員兼任の禁止)

第 10 条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員任命)

第 11 条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第 12 条 常任の役員及び職員は、任命権者が承認した場合を除き営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 13 条 この公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第 14 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から、会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに開催し、理事長がこれを招集する。

(理事会の議事)

第 15 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更及び業務方法書の制定又は変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びキャッシュ・フロー計算書

(4) 規程の制定及び改廃

(5) 規程により、理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他この公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第 1 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上をもって決する。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 この公社は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

カ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 この公社の業務及びその執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資金及び会計

(資本金)

第19条 この公社の資本金は、基本財産とする。

2 この公社の基本財産は、588万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第21条 この公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後速やかに財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びキャッシュ・フロー計算書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに桐生市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 この公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として処理する。

2 この公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して処理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として処理する。

(余裕金の運用)

第23条 この公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(解散)

第24条 この公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の理事の同意を得たうえ、桐生市議会の議決を経て、群馬県知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 この公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを桐生市に帰属させる。

(規程への委任)

第25条 この公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程に定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、この公社の成立の日から施行する。

(最初の役員任期)

- 2 この公社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、設立団体の長が協議して定めるものとする。

附則(昭和49年5月18日 群馬県指令企第23号)

この定款は、昭和49年5月18日から施行する。

附則(平成2年3月30日理事会議決)

この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附則(平成4年6月5日理事会議決)

この定款は、平成4年6月5日から施行する。

附則(平成17年3月23日 群馬県指令市第802-12号)

この定款は、群馬県知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成17年3月23日 群馬県指令市第802-12号)

この定款は、平成17年6月13日から施行する。

附則(平成18年3月22日 群馬県指令市601-21号)

この定款は、群馬県知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成18年3月22日 群馬県指令市601-21号)

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年12月1日 群馬県指令市601-7号)

この定款は、群馬県知事の認可のあった日から施行する。